平成２５年（フ）第２６９号
千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目７番２号　第２シティハイツ石井103
債務者　鈴木福太郎
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２８８号
千葉県野田市上花輪1168番地の３　ルーラル101
債務者　伊藤　晶親
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７００号
名古屋市天白区平針４丁目1710番地　アシスト平針Ｂ－３号
債務者　本田　佳子（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８４０号
愛知県半田市板山町14丁目100番地の８
債務者　三好　秀世
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８９６号
愛知県東海市荒尾町勝山３・４・５合番地１棟206号
債務者　仲尾久美子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６号
山口県周南市大字徳山1019番地の62、前住所山口県周南市千代田町５番３―306号
債務者　松原美智代
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第３８号
山口県周南市大字須々万本郷1277番地の58
債務者　大瀬戸清嗣
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第４３号
山口県周南市西桝町４番４―202号
債務者　笹川　文子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１１５８号
大阪府寝屋川市秦町９番24号
債務者　富士川真弓（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３４０号
大阪市平野区平野南３丁目９番３―306号
債務者　長谷美由紀
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７６３号
大阪府枚方市上野１丁目11番３―14号
債務者　細山　晴子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８３１号
大阪府門真市島頭３丁目16番13号
債務者　塩田　麻衣（旧姓安村）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２０７号
大阪市生野区田島５丁目３番31号
債務者　松尾　博昭
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２１２号
大阪市港区三先１丁目11番７―701号
債務者　柴本　敏男
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２５０号
大阪府四條畷市岡山東１丁目５番５号
債務者　岩井智登世
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２５１号
大阪市大正区三軒家東５丁目３番３号　ヨジマハイツ205号
債務者　山田　季子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２７３号
大阪府箕面市新稲２丁目６番25号
債務者　前村　和弘
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２８５号
大阪市城東区今福西５丁目１番16号　アインス蒲生208
債務者　山本　正則
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部